

熊本市公報

第 1400 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
 熊本市総務局総務厚生課
 発行日 毎月 15 日・末日

目 次

規 則

○熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則 (規則第 56 号).....	1083
○熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(規則第 57 号).....	1084

告 示

○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 264 号).....	1085
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(告示第 265 号).....	1085
○介護保険法による指定居宅サービス事業所の指定(告示第 267 号).....	1085
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 268 号).....	1086
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 269 号).....	1086
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 270 号).....	1086
○配当計算書の公示送達(告示第 271 号).....	1087
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 272 号).....	1087
○市道の区域変更(告示第 273 号).....	1087
○放置原動機付自転車の移動及び保管(告示第 274 号).....	1088
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定(告示第 275 号).....	1088
○県道の供用開始(告示第 277 号).....	1089
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 278 号).....	1089
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 279 号).....	1089
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 280 号).....	1090
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 281 号).....	1090
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 282 号).....	1090
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 284 号).....	1090
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 285 号).....	1091
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 286 号).....	1091
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 287 号).....	1091
○差押通知書の公示送達(告示第 288 号).....	1092
○包括外部監査契約の締結(告示第 289 号).....	1092

○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 291 号).....	1092
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 292 号).....	1093
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 293 号).....	1093
○放置自転車の移動及び保管(告示第 294 号).....	1093
○熊本市桃尾墓園墓地使用の公募(告示第 295 号).....	1094
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定について(告示第 296 号).....	1095
○差押調書及び配当計算書の公示送達(告示第 297 号).....	1095
○都市計画の決定(告示第 298 号).....	1095
○都市計画の決定(告示第 299 号).....	1096
○差押調書及び配当計算書の公示送達(告示第 300 号).....	1096
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 301 号).....	1096
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 302 号).....	1096
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 303 号).....	1097
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 304 号).....	1097
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 305 号).....	1097
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 306 号).....	1098
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 307 号).....	1098
○保管した公告物又は掲出物件(告示第 308 号).....	1098
○第70回熊本県民体育祭熊本市大会実行委員会に対し支出する補助金に係る事務の委任 (告示第 309 号).....	1099
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 310 号).....	1099
○市税督促状の公示送達(告示第 311 号).....	1099
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援 医療機関(精神通院医療)の辞退(告示第 312 号).....	1100
○配当計算書の公示送達(告示第 313 号).....	1100
○市道の区域変更(告示第 315 号).....	1100
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定(告示第 316 号).....	1101
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(告示第 317 号).....	1101
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(告示第 318 号).....	1101
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(告示第 319 号).....	1102
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(告示第 320 号).....	1102
公 告	
○開発行為に関する工事の完了(公告第 337 号).....	1102
○開発行為に関する工事の完了(公告第 343 号).....	1103
○開発行為に関する工事の完了(公告第 350 号).....	1103
○熊本市田井島南土地区画整理組合の清算人に関する事項及び組合事務所移転の 告示事項の修正(公告第 352 号).....	1103

○道路位置指定の廃止(公告第 356 号)	1103
○道路位置の指定(公告第 357 号)	1104
○大規模小売店舗立地法の規定による届出の概要(公告第 359 号)	1104
○開発行為に関する工事の完了(公告第 363 号)	1105
○開発行為に関する工事の完了(公告第 367 号)	1105
○差押財産公売の実施及び見積価額(公告第 369 号)	1105
○国土調査法による地籍調査の実施(公告第 371 号)	1107
○国土調査法による地籍調査の実施(公告第 372 号)	1108
○熊本都市計画事業植木中央土地区画整理審議会委員選挙の候補者(公告第 374 号)	1108
○熊本都市計画事業植木中央土地区画整理審議会委員選挙における投票を行わない 旨の公告(公告第 375 号)	1109
○都市公園の供用開始(公告第 376 号)	1109
中 央 区	
○住民票の職権消除(中央区告示第 9 号)	1109
東 区	
○住民票の職権消除(東区告示第 4 号)	1109
南 区	
○住民票の職権消除(南区告示第 3 号)	1110
○住民票の職権消除(南区告示第 4 号)	1110
北 区	
○住民票の職権消除(北区告示第 2 号)	1110
議 会	
○熊本市議会議員記章規程の一部を改正する規程(議会規程第 3 号)	1110
上下水道局	
○排水設備指定工事店の異動(上下水道局告示第 24 号)	1111
○排水設備指定工事店の異動(上下水道局告示第 25 号)	1111
○指定給水装置工事事業者の指定(上下水道局告示第 26 号)	1111
○熊本市上下水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程(上下水道局規程第 9 号)	1112
選挙管理委員会	
○熊本市議会議員一般選挙における当選人(選管告示第 33 号)	1113
人事委員会	

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(人委規則第 17 号)……………	1116
○熊本市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人委規則第 18 号)……………	1117
○育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に 関する規則の一部を改正する規則(人委規則第 19 号)……………	1118

規 則

規 則 第 56 号

平成 27 年 4 月 27 日

熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則（平成 18 年規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項第 1 号中「平成 27 年 2 月 28 日」を「平成 27 年 9 月 30 日」に改め、同号ア中「設定されている」を「設定された」に改め、同号イ中「現に設定されている」を「平成 26 年 4 月 1 日以後に指定が解除された」に改め、同号ウ中「現に設定されているものを除く」を「平成 26 年 4 月 1 日前に指定が解除されたものに限る」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 57 号

平成 27 年 4 月 27 日

熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本市児童福祉法施行細則（平成 22 年規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項第 1 号中「平成 27 年 2 月 28 日」を「平成 27 年 9 月 30 日」に改め、同号ア中「設定されている」を「設定された」に改め、同号イ中「現に設定されている」を「平成 26 年 4 月 1 日以後に指定が解除された」に改め、同号ウ中「現に設定されているものを除く」を「平成 26 年 4 月 1 日前に指定が解除されたものに限る」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

告示第 264 号

平成 27 年 4 月 16 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

1 団体の名称

河内校区第 3 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「清田 博志

熊本市西区河内町河内 3 1 1 7」

を

「清田 正義

熊本市西区河内町河内 3 1 2 5 - 2」

に改める。

告示第 265 号

平成 27 年 4 月 16 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11165	リハビリセンター Relief 熊本市東区月出一丁目 1 番 5 3 号	ReCreate 株式会社 熊本市東区長嶺西二丁目 2 1 番 10 号 代表取締役 宗藤 正剛	平成 27 年 4 月 18 日	通所介護
43701 11165	リハビリセンター Relief 熊本市東区月出一丁目 1 番 5 3 号	ReCreate 株式会社 熊本市東区長嶺西二丁目 2 1 番 10 号 代表取締役 宗藤 正剛	平成 27 年 4 月 18 日	介護予防通所 介護

告示第 267 号

平成 27 年 4 月 17 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
-----------	-------------	--------------------------	-------	---------

43701 11157	ヘルパーステーションすまいる 熊本市中央区帯山七丁目7番36号	東央株式会社 熊本市中央区帯山七丁目6番 37号 代表取締役 黒田 亮	平成27年5月 1日	訪問介護
43701 11157	ヘルパーステーションすまいる 熊本市中央区帯山七丁目7番36号	東央株式会社 熊本市中央区帯山七丁目6番 37号 代表取締役 黒田 亮	平成27年5月 1日	介護予防訪問 介護

告示第 268 号

平成 27 年 4 月 17 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

1 団体の名称

上古閑区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「井野 修誠」を「浅井 邦輔」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町上古閑 108 番地」を「熊本市北区植木町上古閑 622 番地」に改める。

告示第 269 号

平成 27 年 4 月 17 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

1 団体の名称

桜ヶ丘ニュータウン自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「岩崎 政明」を「村田 裕起」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町滴水 205 番地 7」を「熊本市北区植木町滴水 203 番地 10」に改める。

(3) 主たる事務所の所在地

「熊本市北区植木町滴水 205 番地 7」を「熊本市北区植木町滴水 203 番地 10」に改める。

告示第 270 号

平成 27 年 4 月 17 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

1 団体の名称

鞍掛区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「三栗野 直」を「西迫 準一」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町鞍掛 1 4 1 7 番地 3」を「熊本市北区植木町鞍掛 1 5 7 6 番地 3」に改める。

告 示 第 2 7 1 号

平成 27 年 4 月 1 7 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 1 3 1 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

2 送達をする書類名

配当計算書

告 示 第 2 7 2 号

平成 27 年 4 月 1 7 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

投刀塚自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「三嶋 俊廣」を「前田 哲也」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町投刀塚 4 7 9 番地」を「熊本市北区植木町投刀塚 4 4 8 番地」に改める。

告 示 第 2 7 3 号

平成 27 年 4 月 1 7 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理 番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延 長 (m)
7- 201	段山本町 上熊本 2 丁目 第 1 号線	西区段山本町 2 0 3 番 1 地先から 西区花園 1 丁目 3 5 7 番 6 地先まで	旧	4. 7 ～ 7. 3	1 0 0 7. 0
		西区段山本町 2 0 3 番 1 地先から 西区花園 1 丁目 3 5 7 番 6 地先まで	新	6. 0 ～ 8. 6	1 0 0 7. 0

告 示 第 2 7 4 号

平成 2 7 年 4 月 2 0 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したため、同条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 自転車放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
 - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
 - ア 平成 2 7 年 4 月 1 6 日 中央区辛島町 1 番地下 1 号辛島公園地下自転車駐車場
 - (2) 保管の場所 平成自転車保管所
 - (3) 保管の期間 平成 2 7 年 7 月 2 0 日まで
- 2 移動・保管台数

原動機付自転車 2 台
- 3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで
午前 1 0 時から午後 4 時 3 0 分まで
日曜日、祝祭日及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 0 9 6 - 3 6 4 - 3 9 1 0）
熊本市中央区平成二丁目 2 3 5 番（平成跨線橋下）

告 示 第 2 7 5 号

平成 2 7 年 4 月 2 0 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたため、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 7 0 1 1 1 1 7 3	デイサービスセンター 望星 熊本市中央区大江一丁目 1 0 番 2 5 号	株式会社望星 熊本市中央区大江一丁目 1 0 番 2 5 号 代表取締役 東 美紀	平成 2 7 年 4 月 2 1 日	通所介護
4 3 7 0 1 1 1 1 7 3	デイサービスセンター 望星 熊本市中央区大江一丁目 1 0 番 2 5 号	株式会社望星 熊本市中央区大江一丁目 1 0 番 2 5 号 代表取締役 東 美紀	平成 2 7 年 4 月 2 1 日	介護予防通所 介護

告 示 第 2 7 7 号

平成 2 7 年 4 月 2 1 日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

道路の種類	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
一般県道	川尻宇土線	南区富合町田尻 5 8 4 番 2 地先から 南区富合町田尻 6 3 6 番 2 地先まで	平成 27 年 4 月 21 日

告 示 第 2 7 8 号

平成 27 年 4 月 21 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

1 団体の名称

新村区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「上野 隆文」を「岩本 至公」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町滴水 2 2 1 7 番地 2」を「熊本市北区植木町投刀塚 4 3 番地 5」に改める。

告 示 第 2 7 9 号

平成 27 年 4 月 21 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

1 団体の名称

松原自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「坂本 豊」を「杉本 英男」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町滴水 1 3 6 番地 3」を「熊本市北区植木町滴水 1 4 8 番地 7」に改める。

告 示 第 2 8 0 号

平成 27 年 4 月 21 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

1 団体の名称

舞尾自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「中山 立夫」を「永原 泰則」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町滴水 4 9 4 番地 5」を「熊本市北区植木町舞尾 8 0 2 番地」に改める。

告示第 2 8 1 号

平成 2 7 年 4 月 2 1 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

嘉村区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「佐伯 秀義」を「坂田 鐵美」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町米塚 3 7 6 番地 1」を「熊本市北区植木町米塚 3 2 0 番地」に改める。

告示第 2 8 2 号

平成 2 7 年 4 月 2 1 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

大鳥居町自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「中山 浩」を「穴澤 秀樹」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区大鳥居町 2 9 6 番地」を「熊本市北区大鳥居町 2 9 2 番地」に改める。

告示第 2 8 4 号

平成 2 7 年 4 月 2 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

梶尾自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「田尻 正弘」を「中島 正照」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区梶尾町 1 0 8 番地 1」を「熊本市北区梶尾町 3 6 6 番地」に改める。

告 示 第 2 8 5 号

平成 27 年 4 月 22 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

木留自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「米ヶ田 直利」を「宮本 繁」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町木留 1760 番地 2」を「熊本市北区植木町木留 18 番地 1」に改める。

告 示 第 2 8 6 号

平成 27 年 4 月 22 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

下鈴麦区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「緒方 眞一」を「高田 勲」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町鈴麦 248 番地 2」を「熊本市北区鈴麦 481 番地 2」に改める。

告 示 第 2 8 7 号

平成 27 年 4 月 22 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

尾当自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「中山 朝晴」を「加藤 修」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区改寄町 2504 番地」を「熊本市北区改寄町 2487 番地」に改める。

告 示 第 2 8 8 号

平成 27 年 4 月 22 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条 2 項の規定に基づく差押通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史
国税徴収法第 5 4 条第 2 項に基づく差押通知書の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
1 人

告 示 第 2 8 9 号

平成 2 7 年 4 月 2 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 6 の規定に基づき、包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第 5 項の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 契約期間

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

2 費用の算定方法

監査費用の額は、別紙のとおり基本費用の額並びに実費及び執務費用の額を合算した金額とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

登載省略

4 監査に要する費用の支払方法

熊本市長は、監査の結果に関する報告の受理後、包括外部監査契約を締結した者からの書面による請求に基づき、監査に要した費用を一括で支払う。

ただし、市長は、監査の結果に関する報告の受理前であっても、包括外部監査契約を締結した者からの書面による請求があった場合であって、その必要があると認めるときは、基本費用の 2 分の 1 に相当する金額の範囲内で、前金払をするものとする。

告 示 第 2 9 1 号

平成 2 7 年 4 月 2 4 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

中島校区第 4 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名及び住所

「上妻 正勝

熊本市西区中原町 9 8 7 番地 1」

を

「鋤崎 清志

熊本市西区中原町 3 0 0 4 - 1」

に改める。

告 示 第 2 9 2 号

平成 2 7 年 4 月 2 4 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

芳野校区第 2 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名及び住所
「中村 茂和
熊本市西区河内町野出 1 0 0 1 番地 3」
を
「吉本 博光
熊本市西区河内町野出 1 4 1 0 番地 2 4」
に改める。

告 示 第 2 9 3 号

平成 2 7 年 4 月 2 4 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 団体の名称
芳野校区第 1 町内自治会
2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名及び住所
「西村 洋一
熊本市西区河内町野出 1 6 1 9 番地 4」
を
「中根 久芳
熊本市西区河内町岳 4 6 3 番地」
に改める。

告 示 第 2 9 4 号

平成 2 7 年 4 月 2 4 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 自転車放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

- (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
- | | | |
|---|--------------------|--|
| ア | 平成 2 7 年 4 月 1 日 | 銀座通りエリア,市庁舎北側駐輪場,手取エリア,上通りエリア,上通自転車駐輪場,新市街エリア,辛島エリア,水道町エリア |
| イ | 平成 2 7 年 4 月 2 日 | 銀座通りエリア,手取エリア,新市街エリア,辛島エリア,水道町エリア,並木坂エリア |
| ウ | 平成 2 7 年 4 月 3 日 | 東区榎町 6 丁目 1 1 |
| エ | 平成 2 7 年 4 月 6 日 | 銀座通りエリア,手取エリア,新市街エリア,辛島エリア,水道町エリア |
| オ | 平成 2 7 年 4 月 7 日 | 手取エリア,水道町エリア,中央区大江 6 丁目 2 2 |
| カ | 平成 2 7 年 4 月 8 日 | 銀座通りエリア,手取エリア,新市街エリア,辛島エリア |
| キ | 平成 2 7 年 4 月 9 日 | 中央区下通 1 丁目 9,中央区出水 5 丁目 1 6 |
| ク | 平成 2 7 年 4 月 1 0 日 | 熊本駅高架下南側駐輪場,熊本駅高架下北側駐輪場,熊本駅駐輪場,中央区新町 2 丁目 3 |
| ケ | 平成 2 7 年 4 月 1 3 日 | 銀座通りエリア,手取エリア |
| コ | 平成 2 7 年 4 月 1 4 日 | 手取エリア |

サ 平成 27 年 4 月 16 日 中央区南熊本 3 丁目南熊本駅前駐輪場, 中央区平成 2 丁目平成駅前駐輪場, 東区尾ノ上 2 丁目 3

- (2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所
- (3) 保管の期間 平成 27 年 7 月 24 日まで
- 2 移動・保管台数
自転車 160 台
- 3 返還事務を行う曜日・時間
月曜日から土曜日まで
午前 10 時から午後 4 時 30 分まで
日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項
自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）
平成第 2 自転車保管所（電話 096-370-5606）
熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 2 9 5 号

平成 27 年 4 月 24 日

熊本市墓地条例（昭和 39 年条例第 34 号）第 4 条の規定による墓地使用の公募を次のとおり実施するので、同条第 1 項の規定により告示する

熊本市長 大 西 一 史

- 1 公募の期間
平成 27 年 5 月 7 日から平成 27 年 11 月 20 日まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く)
- 2 公募する墓地の名称及び位置
熊本市桃尾墓園
熊本市東区戸島町 777 番地
- 3 公募する区画数
一般墓地 (5㎡) 250 区画
芝生墓地 50 区画
- 4 申込方法
健康福祉政策課、区役所福祉課、総合出張所、出張所、市営墓地で配布する募集要項に添付している申請書に必要事項を記入し、健康福祉政策課、区役所福祉課または総合出張所へ持参する。
詳細は、募集要項参照。

告 示 第 2 9 6 号

平成 27 年 4 月 27 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
-----------	-------------	--------------------------	-------	---------

43701 11181	東部訪問介護ヘルパーステーション 古閑 熊本市東区戸島本町4番20号	有限会社 古閑板金塗装工場 &訪問介護ヘルパーステーション 熊本市東区戸島本町4番20号 代表取締役 古閑 和磨	平成27年5 月1日	訪問介護
43701 11181	東部訪問介護ヘルパーステーション 古閑 熊本市東区戸島本町4番20号	有限会社 古閑板金塗装工場 &訪問介護ヘルパーステーション 熊本市東区戸島本町4番20号 代表取締役 古閑 和磨	平成27年5 月1日	介護予防訪問 介護

告 示 第 2 9 7 号

平成 27 年 4 月 27 日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第131条第3号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

2 送達をする書類名

差押調書（謄本）

配当計算書

告 示 第 2 9 8 号

平成 27 年 4 月 27 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 都市計画の種類

熊本都市計画地区計画 佐土原3丁目（その2）地区地区計画

2 都市計画の決定に係る土地の区域

熊本市東区佐土原3丁目

3 縦覧場所

熊本市 都市建設局 都市政策課

告 示 第 2 9 9 号

平成 27 年 4 月 27 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画 佐土原 2 丁目地区地区計画
- 2 都市計画の決定に係る土地の区域
熊本市東区佐土原 2 丁目
- 3 縦覧場所
熊本市 都市建設局 都市政策課

告 示 第 3 0 0 号

平成 2 7 年 4 月 2 7 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 5 4 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 1 3 1 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
1 人
- 2 送達をする書類名
差押調書（謄本）
配当計算書

告 示 第 3 0 1 号

平成 2 7 年 4 月 2 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 団体の名称
原古閑自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名
「中内 二郎」を「松本 茂」に改める。
 - (2) 代表者の住所
「熊本市北区植木町円台寺 7 2 9 番地」を「熊本市北区植木町円台寺 7 4 6 番地」に改める。

告 示 第 3 0 2 号

平成 2 7 年 4 月 2 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 団体の名称
市尾自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名
「青木 伸博」を「生田 公一」に改める。
 - (2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町富応 1 5 7 8 番地 1 8」を「熊本市北区植木町富応 1 3 2 7 番地 5」に改める。

告 示 第 3 0 3 号

平成 2 7 年 4 月 2 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

長浦区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「坂井 義照」を「有田 徹」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町滴水 3 4 8 番地 1」を「熊本市北区植木町滴水 3 0 9 番地 5」に改める。

告 示 第 3 0 4 号

平成 2 7 年 4 月 2 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

小野自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「堀 日出夫」を「園木 薫」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町小野 1 2 2 6 番地 2」を「熊本市北区植木町小野 1 2 9 0 番地」に改める。

告 示 第 3 0 5 号

平成 2 7 年 4 月 2 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

龍田校区第三町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「杉本 三高」を「田中 高臣」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区龍田 5 丁目 4 番 9 7 号」を「熊本市北区龍田 6 丁目 1 7 番 3 0 号」に改める。

告 示 第 3 0 6 号

平成 2 7 年 4 月 2 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 団体の名称
味取自治会
- 2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「原 幸治」を「糸川 政美」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町味取 3 4 番地」を「熊本市北区植木町味取 2 3 8 番地」に改める。

告 示 第 3 0 7 号

平成 2 7 年 4 月 2 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 団体の名称
川上校区第 1 1 町内自治会
- 2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「草尾 文隆」を「東 正生」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区西梶尾町 5 3 4 番地 2」を「熊本市北区西梶尾町 4 8 5 番地 2」に改める。

告 示 第 3 0 8 号

平成 2 7 年 4 月 2 8 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日	その 他
4 月 9 日	はり札等	1	島崎	4 月 1 0 日	
4 月 1 0 日	立看板等	4	楠・楡木	4 月 1 1 日	
4 月 1 3 日	はり札等	2 1	健軍・出水・保田窪・帯山・月出	4 月 1 4 日	
4 月 1 4 日	はり札等	4	楠・兎谷・小山	4 月 1 5 日	
4 月 1 6 日	はり札等	3 3	画図町上無田・画図町重富・良町・小島下町・上高橋	4 月 1 7 日	
4 月 1 7 日	はり札等	2	清水亀井町・島崎	4 月 1 8 日	
	立看板等	1	上京塚町		
4 月 2 1 日	はり札等	6	鶴羽田町・富合町杉島・富合町南田尻・麻生田	4 月 2 1 日	

4月23日	はり札等	1	小山	4月24日	
4月24日	はり札等	5	川尻・白山	4月25日	
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)					

告示第 309 号

平成 27 年 4 月 28 日

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 153 条第 1 項の基定に基づき、第 70 回熊本県民体育祭熊本市大会実行委員会に対し支出する補助金に係る事務の委任に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

1 受任者

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市副市長 植松 浩二

2 委任期間

平成 27 年 4 月 27 日から第 70 回熊本県民体育祭熊本市大会実行委員会の解散の日まで

告示第 310 号

平成 27 年 4 月 30 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

1 団体の名称

中島第 1 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名及び住所

「吉田 武人

熊本市西区中島町 1 4 8 4 番地 2」

を

「田畑 寛

熊本市西区中島町 6 7 5 番地」

に改める。

告示第 311 号

平成 27 年 4 月 30 日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西 一史

1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日

2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名

(1) 市県民税（普通徴収）（登載省略）

- 11 件
- (2) 市県民税 (特別徴収) (登載省略)
18 件
- (3) 法人市民税 (登載省略)
5 件

告 示 第 3 1 2 号
平成 27 年 4 月 30 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の辞退申出があったので、同法第 69 条第 3 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退の年月日
1	三気堂薬局 八景水谷店	熊本市北区清水亀井町 19-10	平成 27 年 4 月 30 日

告 示 第 3 1 3 号
平成 27 年 4 月 30 日

国税徴収法 (昭和 34 年法律第 147 号) 第 131 条 3 項の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 20 条の 2 及び熊本市税条例 (昭和 25 年告示第 89 号) 第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

国税徴収法第 131 条第 3 項に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び氏名 (登載省略)
1 人

告 示 第 3 1 5 号
平成 27 年 4 月 30 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
5060	若葉 1 丁目 沼山津 1 丁目 第 1 号線	東区東野 2 丁目 23 番 5 地先から 東区東野 4 丁目 14 番 1 地先まで	旧	11.2 ~ 29.7	97.3
		東区東野 2 丁目 23 番 5 地先から 東区東野 4 丁目 14 番 1 地先まで	新	10.7 ~ 12.4	97.3

告 示 第 3 1 6 号

平成 27 年 4 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11231	デイサービス たいじゅ 熊本市北区四方寄町1672-2	株式会社 A. C. E 熊本市北区貢町57-1 代表取締役 緒方 伴泰	平成 27 年 5 月 1 日	通所介護
43701 11231	デイサービス たいじゅ 熊本市北区四方寄町1672-2	株式会社 A. C. E 熊本市北区貢町57-1 代表取締役 緒方 伴泰	平成 27 年 5 月 1 日	介護予防通所介護

告示 第 317 号

平成 27 年 4 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437011 1199	居宅介護支援事業所 にじ色 熊本市南区城南町高1099番地	医療法人社団誠心会 熊本市南区城南町高1099番地 理事長 南 紀子	平成 27 年 5 月 1 日	居宅介護支援

告示 第 318 号

平成 27 年 4 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11207	ケアマネジメント 浦田 熊本市南区近見六丁目4番55-116号 サルヴァトーレ近見	合同会社浦田 熊本市南区近見六丁目4番55-116号 サルヴァトーレ近見 代表社員 浦田 徹	平成 27 年 5 月 1 日	居宅介護支援

告示 第 319 号

平成 27 年 4 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条

の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの種 類
437011 1215	居宅介護支援事業所 アイ ケア 熊本市東区新生一丁目1番 11号	株式会社真栄 熊本市東区新生一丁目1番11号 代表取締役 徳永 照代	平成27年5月 1日	居宅介護支援

告 示 第 3 2 0 号

平成 27 年 4 月 30 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの種 類
437011 1223	あったかケアプランセンタ ー たいじゅ 熊本市北区四方寄町167 2-2	株式会社A. C. E 熊本市北区貢町57-1 代表取締役 緒方 伴泰	平成27年5月 1日	居宅介護支援

公 告

公 告 第 3 3 7 号

平成 27 年 4 月 16 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町舞原字築地原844番3
397.23平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 3 4 3 号

平成 27 年 4 月 17 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区田迎町大字田井島字迎矢部212番1, 214番1
983.28平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区坪井六丁目36番7号
株式会社 スペースエージェンシー

代表取締役 益田 健至

公 告 第 3 5 0 号

平成 27 年 4 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町下宮地字中野町 1 1 3 7 番 3
3 5 1. 7 8 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 3 5 2 号

平成 27 年 4 月 22 日

平成 27 年 4 月 6 日付けで公告した「熊本市田井島南土地区画整理組合の清算人に関する事項及び組合事務所の移転に係る公告」について、次のとおり修正があるので公告する。

熊本市長 大西 一史

公告本文のうち

4. 熊本市田井島南土地区画整理組合事務所の住所

住 所	熊本市中央区京町二丁目 1 4 番 2 5 号 (京町法律事務所内)
前 住 所	熊本市南区田井島三丁目 8 番 1 号

を

4. 熊本市田井島南土地区画整理組合事務所の住所

住 所	熊本市中央区京町二丁目 1 4 番 2 5 号 (京町法律事務所内)
前 住 所	熊本市南区田井島三丁目 8 番 1 号
移転年月日	平成 27 年 3 月 2 8 日

に修正する。

公 告 第 3 5 6 号

平成 27 年 4 月 23 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を廃止したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

指定廃止の年月日	道路の位置	幅 員 (m)	延 長 (m)
平成 27 年 1 月 6 日	中央区上水前寺 1 丁目地内	4. 0 0	6 5. 3 0

公 告 第 3 5 7 号

平成 27 年 4 月 23 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定をしたので同法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公

告する。

熊本市長 大 西 一 史

指定番号 熊本市指令（建指）	指定年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
第 H26-023 号	平成 27 年 1 月 6 日	中央区上水前寺一丁目 49 番 2	4.99	27.60
第 H26-025 号	平成 27 年 1 月 7 日	南区御幸笛田一丁目 254 番 2, 255 番 5	4.10～ 6.03	34.92
第 H26-026 号	平成 27 年 1 月 15 日	西区上代三丁目 70 番 6, 河川の一部	4.13～ 4.18	22.93
第 H26-027 号	平成 27 年 2 月 16 日	北区清水新地六丁目 1839 番 1	4.00～ 4.50	26.88
第 H26-028 号	平成 27 年 2 月 16 日	東区八反田一丁目 3383 番 20	4.01～ 4.52	34.66
第 H26-029 号	平成 27 年 2 月 19 日	南区八分字町字十三居屋敷 518 番 3, 518 番 9	4.00～ 5.01	37.94
第 H26-030 号	平成 27 年 3 月 6 日	東区御領八丁目 297 番 3, 298 番 3	5.00	34.42
第 H26-031 号	平成 27 年 2 月 27 日	東区桜木六丁目 526 番 8, 526 番 15, 526 番 16	4.00～ 4.07	35.00
第 H26-032 号	平成 27 年 3 月 5 日	北区飛田二丁目 752 番 4, 752 番 8	4.02～ 5.02	49.26
第 H26-033 号	平成 27 年 3 月 11 日	北区清水新地六丁目 1815 番 3	4.02～ 4.15	28.98

公 告 第 3 5 9 号

平成 27 年 4 月 24 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）イオンタウン田崎
熊本市西区田崎町字下寄 380 番 外
- 大規模小売店舗の譲渡があった年月日
平成 27 年 3 月 19 日
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

承継前	承継後
イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 穂積 孝一 東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号

- 大規模小売店舗の譲渡の理由

建物譲渡のため

- 5 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積
4,300㎡
- 6 届出年月日
平成27年4月17日

公告第363号

平成27年4月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区上代十丁目2736番2、2736番3、水路の一部
426.80平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区上代八丁目10番22号
株式会社 幸保工務店
代表取締役 叶井 誠司

公告第367号

平成27年4月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町下宮地字三ツ石319番6
368.41平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公告第369号

平成27年4月27日

下記のとおり、差押財産の公売を実施するので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定により公売及び見積価額を公告する。

熊本市長 大西一史

1. 公売財産の種類 不動産
 - (1) 売却区分番号 1
【土地の表示】
所在 熊本市北区高平1丁目
地番 274番
地目 畑
地積 489.00㎡
 - (2) 売却区分番号 2
【土地の表示】
 - (7) 所在 熊本市中央区黒髪3丁目
地番 478番1

- 地目 宅地
地積 412.27㎡
- (イ) 所在 熊本市中央区黒髪3丁目
地番 478番3
地目 宅地
地積 16.20㎡ (持分3分の2)
- (ロ) 所在 熊本市中央区黒髪3丁目
地番 479番2
地目 宅地
地積 25.87㎡ (持分3分の2)
- (ハ) 所在 熊本市中央区黒髪3丁目
地番 480番
地目 宅地
地積 23.00㎡ (持分3分の2)
- (ニ) 所在 熊本市中央区黒髪3丁目
地番 483番
地目 公衆用道路
地積 56.00㎡ (持分21分の2)
- (ホ) 所在 熊本市中央区黒髪3丁目
地番 491番
地目 宅地
地積 13.39㎡ (持分21分の2)
- (ヘ) 所在 熊本市中央区黒髪3丁目
地番 492番
地目 宅地
地積 99.17㎡ (持分21分の2)

【建物の表示】

所在 熊本市中央区黒髪3丁目478番地1

家屋番号 478番1

構造 鉄骨・木造セメント2階建

床面積 1階 114.91㎡

2階 114.91㎡

2. 公売方法 入札
3. 公売日時 平成27年6月25日(木) 午前10時
4. 公売場所 熊本市役所 6階会議室
5. 売却決定日時及び場所
日時 平成27年7月2日(木) 午前10時
場所 熊本市財政局納税課
6. 見積価額及び公売保証金
- (1) 売却区分番号 1
見積価額 6,800,000円
公売保証金 700,000円
- (2) 売却区分番号 2
見積価額 12,800,000円
公売保証金 1,300,000円
7. 買受代金の納付期限

平成 27 年 7 月 2 日（木）午後 2 時

（但し、地方税法第 19 条の 7 第 1 項ただし書き、その他の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く）

8. 買受人についての要件

国税徴収法第 9 2 条及び第 108 条第 1 項該当者は買受人となることができない。

9. 配当を受ける者の権利の申し出について

この公売財産の換価代金について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する前日までに債権現在額申立書により、その内容を熊本市財政局納税課まで申し出ること。

10. その他の公売要件

- (1) 入札に参加する者は、入札前に公売保証金を納付すること。
- (2) 公売保証金の納付は銀行振込のみとし、公売保証金納付期間内に、指定口座に振込むこと。
- (3) 買受代金は、現金又は小切手（銀行が振出したもので、かつ熊本手形交換所管内で振出日から起算して 5 日を経過していないものに限る）でなければ納付できない。また、買受人が買受代金を納付しない場合、公売保証金は返還しない。
- (4) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行う。
- (5) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度を適用する。
- (6) 入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を実施する場合がある。
- (7) 買受代金納付の前に、公売財産にかかる市税の完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消す。
- (8) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときとする。従って取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負うものとする。
- (9) 権利移転に伴う費用（権利移転登記の登録免許税等）は買受人の負担とする（登録免許税法による）。
- (10) 公売財産は、公売を中止する場合がある。
- (11) 不動産公売広報を必要とする場合は、熊本市財政局納税課特別滞納対策室に申し出ること。
- (12) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限がある。

公 告 第 3 7 1 号

平成 27 年 4 月 30 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項に基づき、地籍調査を実施するにあたり、同法第 7 条及び同法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）第 11 条の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 事業計画が公示された日

平成 27 年 4 月 1 日

2 調査を実施する者の名称

熊本市

3 調査地域

東区渡鹿八丁目、東区新南部一丁目

中央区大江一丁目、中央区大江二丁目、中央区大江三丁目、中央区大江四丁目、

中央区大江五丁目、中央区大江六丁目、中央区新大江一丁目、中央区新大江二丁目、

中央区渡鹿一丁目、中央区渡鹿二丁目、中央区渡鹿三丁目、中央区渡鹿四丁目、

中央区渡鹿五丁目、中央区渡鹿六丁目、中央区渡鹿七丁目、中央区白山三丁目

4 調査の期間

平成 27 年 4 月 30 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

公 告 第 3 7 2 号

平成 27 年 4 月 30 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項に基づき、地籍調査を実施するにあたり、同法第 7 条及び同法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）第 11 条の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 事業計画が公示された日

平成 27 年 4 月 13 日

2 調査を実施する者の名称

熊本市

3 調査地域

東区戸島六丁目、東区戸島町、の各一部

北区硯川町、北区北迫町、の各一部

北区植木町有泉、北区植木町木留、北区植木町石川、北区植木町小野、の各一部

4 調査の期間

平成 27 年 4 月 30 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

公 告 第 3 7 4 号

平成 27 年 4 月 30 日

平成 27 年 5 月 10 日に実施する熊本都市計画事業植木中央土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 24 条第 2 項の規定により届出のあった候補者は下記のとおりであるので、同条第 5 項の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 施行地区内の宅地所有者のうちから選挙される委員の候補者

氏名又は名称	住所又は所在地
上野 隼人	登載省略
小佐井 武志	登載省略
岡部 友博	登載省略
友枝 哲男	登載省略
松永 敏雄	登載省略
熊本市植木町商工会	熊本市北区植木町滴水 4 4 1 番地 7
有限会社プレディオ	熊本市北区植木町植木 1 8 6 番地 1

2 施行地区内の宅地について借地権を有する者の中から選挙される

委員の候補者

氏名又は名称	住所又は所在地
藤本商事株式会社	熊本市北区植木町山本 9 0 6 番地 4

公 告 第 3 7 5 号

平成 27 年 4 月 30 日

平成 27 年 5 月 10 日に実施予定の熊本都市計画事業植木中央土地区画整理審議会委員選挙において、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 24 条第 2 項の規定による届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、同令第 26 条の規定により、投票を行わない旨を公告する。

熊本市長 大 西 一 史

公 告 第 3 7 6 号

平成 2 7 年 4 月 3 0 日

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局西部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・681	田井島三丁目公園	熊本市南区田井島三丁目 4 0 9 番 4
2・682	良町一丁目公園	熊本市南区良町一丁目 2 1 3 番 2

2 供用開始の期日

平成 2 7 年 4 月 3 0 日

中 央 区

中央区告示第 9 号

平成 2 7 年 4 月 2 4 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 7 年 4 月 1 4 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱 野 晃

以下、登載省略

東 区

東 区 告 示 第 4 号

平成 2 7 年 4 月 1 7 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 7 年 4 月 1 4 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 中 原 裕 治

以下、登載省略

南 区

南 区 告 示 第 3 号

平成 2 7 年 4 月 2 8 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 4 月 14 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市南区長 田 畑 公 人

以下、登載省略

南 区 告 示 第 4 号

平成 27 年 4 月 28 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 4 月 14 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市南区長 田 畑 公 人

以下、登載省略

北 区

北 区 告 示 第 2 号

平成 27 年 4 月 28 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 4 月 14 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 田 上 美 智 子

以下、登載省略

議 会

議 会 規 程 第 3 号

平成 27 年 4 月 20 日

熊本市議会議員記章規程（平成 24 年議会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

熊本市議会議長 三 島 良 之

熊本市議会議員記章規程の一部を改正する規程

第 2 条を次のように改める。

（記章の様式）

第 2 条 議員の記章は、指定都市市会共通議員章（以下「記章」という。）とする。

第 3 条第 1 項中「、全国市議会共通議員章又は指定都市市会共通議員章」を「記章」に改め、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 4 条第 2 項を削る。

第 6 条第 2 項を削る。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

上 下 水 道 局

上下水道局告示第 24 号

平成 27 年 4 月 17 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）

第 1 3 条第 2 項第 4 号の規定による届出があったので、同規程第 2 2 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 6 3 3 号	熊本市南区出仲間一丁目 6 番 5 号 株式会社杉本建設 代表取締役 杉本 憲昭	平成 2 7 年 4 月 8 日
		営業所の移転

上下水道局告示第 2 5 号

平成 2 7 年 4 月 2 0 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 3 条第 2 項第 2 号及び第 4 号の規定による届出があったので、同規程第 2 2 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 6 6 号	熊本市東区画図町重富 6 6 0 番 1 株式会社栄宏設備工業 代表取締役 児安 建典	平成 2 7 年 4 月 9 日
		営業所の移転
第 2 6 7 号	熊本市西区島崎二丁目 2 8 番 4 号 有限会社熊本環水 代表取締役 池田 知博	平成 2 7 年 4 月 1 0 日
		代表者の異動

上下水道局告示第 2 6 号

平成 2 7 年 4 月 2 7 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 7 8 0 号	熊本市西区島崎二丁目 3 番 2 7 号 株式会社中村住設 代表取締役 中村 誠也	平成 2 7 年 4 月 1 6 日

上下水道局規程第 9 号

平成 2 7 年 4 月 2 8 日

熊本市上下水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

熊本市上下水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程
 熊本市上下水道局電気工作物保安規程（平成 19 年水道局規程第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 43 の項中

「

選任	679	6,600	160	1,600
----	-----	-------	-----	-------

」

を

「

委託	679	6,600	160	1,600
(ボイラー・タービン主任技術者は選任)				

」

に改める。

別表第 3 中

「

世安中継ポンプ場	選任	679kW	1600kW
電気主任技術者勤務場所		ガスタービン	
ボイラー・タービン主任技術者勤務場所		発電所	

」

を

「

世安中継ポンプ場	委託	679kW	1600kW
ボイラー・タービン主任技術者（選任）勤務場所		ガスタービン	
		発電所	

」

に、

「

みなし設置者 【九州テクニカル・安達商会 委託業務共同企業体】

」

を

「

みなし設置者 【熊本市施設管理事業協同組合】

」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

選管告示第 33 号

平成 27 年 4 月 21 日

平成 27 年 4 月 12 日執行の熊本市議会議員一般選挙における当選人の住所及び氏名は別紙のとおりである。

熊本市選挙管理委員会委員長 田代 芳郎

熊本市議会議員中央区選挙区一般選挙

住所	氏名
登載省略	紫垣 正仁
登載省略	高本 一臣
登載省略	上野 美恵子
登載省略	上田 芳裕
登載省略	大石 浩文
登載省略	三森 至加
登載省略	藤岡 照代
登載省略	村上 博
登載省略	田尻 善裕
登載省略	北口 和皇
登載省略	原 亨

熊本市議会議員東区選挙区一般選挙

住所	氏名
登載省略	満永 寿博
登載省略	田上 辰也

登載省略	倉重 徹
登載省略	那須 円
登載省略	井本 正広
登載省略	鈴木 弘
登載省略	齊藤 聰
登載省略	三嶋 静良
登載省略	藤山 英美
登載省略	緒方 夕佳
登載省略	大塚 信弥
登載省略	重村 和征
登載省略	光永 邦保

熊本市議会議員西区選挙区一般選挙

住所	氏名
登載省略	古川 泰三
登載省略	田尻 将博
登載省略	津田 征士郎
登載省略	田尻 清輝
登載省略	藤永 弘
登載省略	落水 清弘

熊本市議会議員南区選挙区一般選挙

住所	氏名
登載省略	浜田 大介
登載省略	澤田 昌作
登載省略	西岡 誠也
登載省略	寺本 義勝
登載省略	江藤 正行
登載省略	白河部 貞志
登載省略	朽木 信哉
登載省略	田辺 正信

熊本市議会議員北区選挙区一般選挙

住所	氏名
登載省略	小佐井 賀瑞宜
登載省略	福永 洋一
登載省略	家入 安弘
登載省略	園川 良二
登載省略	小池 洋恵
登載省略	山部 洋史
登載省略	竹原 孝昭
登載省略	原口 亮志

登載省略	坂田 誠二
登載省略	田中 敦朗

人 事 委 員 会

人 委 規 則 第 1 7 号

平 成 2 7 年 4 月 2 0 日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成 6 年人委規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

<p>(秘書課) 主幹及び主査 (法制課) 主幹、主査、参事、主任主事及び主事 (行政経営課) 主幹、主査、参事、主任主事及び主事 (人事課) 主幹並びに人事、服務、給与又は職員団体に関する事務を行う主査、参事、主任主事及び主事 (財政課) 主幹及び主査</p>

」

を

「

<p>(秘書課) 主幹及び主査 (法制課) 主幹、主査、参事、主任主事、主任技師及び主事 (行政経営課) 主幹、主査、参事、主任主事及び主事 (人事課) 主幹並びに人事、服務、給与又は職員団体に関する事務を行う主査、参事、主任主事及び主事 (財政課) 主幹及び主査 (資産マネジメント推進室) 室長 (債権管理推進室) 室長</p>
--

」

に、

「

<p>教育長 (教育政策課) 主幹及び主査並びに人事、服務若しくは給与の企画に関する事務又は職員団体に関する事務を行う参事、主任主事及び主事 (教職員課) 主幹及び主査並びに人事、服務若しくは給与の企画に関する事務又は職員団体に関する事務を行う参事、指導主事、主任主事及び主事</p>
--

」

を

「

教育長

(教育政策課) 主幹及び主査並びに人事、服務若しくは給与の企画に関する事務又は職員団体に
 関する事務を行う参事、主任主事及び主事

(教職員課) 主幹、主任指導主事及び主査並びに人事、服務若しくは給与の企画に関する事務
 又は職員団体に関する事務を行う参事、指導主事、主任主事及び主事

に、

熊本市立植木図書館

館長

を

熊本市立植木図書館

館長

熊本市立とみあい図書館

館長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定
 は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

人 委 規 則 第 1 8 号

平成 27 年 4 月 20 日

熊本市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

熊本市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 20 年人委規則第 1 号）の一部を次のように改
 正する。

第 2 条の 3 第 1 号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第
 39 条第 1 項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に
 関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園における保育又は児童福
 祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 委 規 則 第 1 9 号

平成 27 年 4 月 20 日

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部
 を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部
 を改正する規則

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則（平成

22年人委規則第29号)の一部を次のように改正する。
第6条中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。